



平成 29 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 横浜丸魚株式会社
代表者名 代表取締役社長 芦澤 豊
(コード：8045、東証JQ)
問合せ先 執行役員 小島 雅裕
(TEL. 045-459-2921)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 22 日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の一層の向上と個人投資家を中心とした広範な投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日 (日)

(参考) 平成 29 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数及び単元株式数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、29,298千株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は <u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>(発行可能株式総数及び単元株式数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、29,298千株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は <u>100株</u>とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第5条第2項の変更は、平成29年10月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>

(3) 効力発生日

平成29年10月1日(日)

以 上